

●トピックス

◆茨城県における手足口病の流行警報の継続について
(H27年7月23日より継続中)

鉾田保健所管内において、1定点あたり第37週2.00、第38週0.33と減少しています。

県において、1定点あたり第37週4.36(国4.99)、第38週4.21(国4.40)と先週に比べてわずかに減少しましたが、県域で流行警報継続中であり、今後も注意が必要です。

年齢別状況で見ると、1歳児が約30%と多く、1歳・2歳児で約50%を占めています。

関係者の皆様には、感染予防の徹底をお願いします。

【手足口病】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/other/documents/teasi_1.pdf

◆RSウイルスについて

鉾田保健所管内において、1定点あたり第37週の発生報告はなく、第38週0.33とやや増加しています。

県において、1定点あたり第37週0.13(国0.84)、第38週0.11(国0.97)と県においては昨年同様低めで推移しています。全国では上昇傾向にあり、今後も注意が必要です。

【RSウイルス】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/other/documents/rs_1.pdf

◆伝染性紅斑について

鉾田保健所管内において、1定点あたり第37週の発生報告はなく、第38週0.33とやや増加しています。

県において、1定点あたり第37週0.44(国0.52)、第38週0.39(国0.52)と幾分減少しましたが、昨年同期に比べて高めで推移しているため、今後も注意が必要です。

【伝染性紅斑】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/other/documents/kouhan_1.pdf

◆エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について（H27年9月18日）

エボラ出血熱については、平成26年11月21日付け厚生労働省健康局結核感染症課長から「エボラ出血熱の国内発生を想定した行政機関における基本的な対応について（依頼）」により、疑似症患者が発生した場合の対応等について通知が出ております。

今般、世界保健機構（WHO）による報告では、ギニア・シエラレオネにおいてエボラ出血熱患者の発生が極めて少なくなったこと、現地での疫学調査の質が改善されたこと、諸外国におけるエボラ出血熱患者への対応等を踏まえ、エボラ出血熱疑似症患者の定義を含むエボラ出血熱の国内発生を想定した対応を変更するため、同通知が改正されました。

【エボラ出血熱疑似症患者の定義】

医師は、38℃以上の発熱又はエボラ出血熱を疑うその他の臨床症状（※1）を有し、かつ、次ア又はイを満たす者を診察した結果、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、エボラ出血熱の疑似症患者として取り扱うこと。

ア 21日以内にエボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐瀉物、排泄物など）との接触歴（感染予防策の有無を問わない。）がある。

イ 21日以内にエボラ出血熱発生地域（※2）由来のコウモリ、霊長類等に直接手で接触するなどの接触歴がある

※1 嘔吐、下痢、食思不振、全身倦怠感等

※2 ギニア、シエラレオネ、リベリア、ウガンダ、スーダン、ガボン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国

【エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について（H27年9月18日）】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/20150918_01.pdf

◆中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応について（H27年9月18日）】

韓国において、本年7月5日にMERSの新規患者が報告されて以降、新規患者の報告がされておらず、感染拡大の懸念がきわめて低くなったと考えられ、「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について（H27年6月4日健感発0604第1号）」及び「中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応について（H27年6月10日健感発0610第1号）」は、H27年9月18日をもって廃止となりました。

改めて、H27年9月18日付厚生労働省健康局結核感染症課長からMERSの国内発生時の対応の変更について通知がありました。

【 MERS 疑似症患者の定義（H27 年 9 月 18 日）】

以下のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は病院によることが明らかでない患者

ア. 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDS などの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前 14 日以内に対象地域（※）に渡航又は居住していたもの

イ. 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前 14 日以内に対象地域（※）において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERS であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

[※対象地域：アラブ半島又はその周辺諸国]

ウ. 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前 14 日以内に、対象地域か否かを問わず、MERS が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERS が疑われる患者と同居（当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。）していたもの又は MERS が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの

【中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応について（H27 年 9 月 18 日）】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000098097.pdf>

●感染症サーベイランス情報

【県内の保健所別報告数】

（第 38 週 9 月 14 日～20 日）

（2015 年第 38 週までの報告数累計）

結核 4 件（鉾田 0 件、他 4 件） 県 387 件、全国 17518 件

腸管出血性

大腸菌感染症 3 件（水戸 1 件、
筑西 2 件） 県 49 件、全国 2900 件

レジオネラ症 3 件（水戸 1 件、
常総 1 件、古河 1 件） 県 54 件、全国 1129 件

梅毒 2 件（ひたちなか 1 件
つくば 1 件） 県 36 件、全国 1758 件

★ 当メールの内容についてのお問い合わせは下記までお願いします。

茨城県鉾田保健所 総務課 地域保健推進室

E-Mail : hokoho01@pref.ibaraki.lg.jp [TEL:0291-33-2158](tel:0291-33-2158)

*****鉾田保健所管内院内感染等対策ネットワーク連絡会事務局*****

なめがた地域総合病院		茨城県鉾田保健所
〒311-3516		〒311-1517
行方市井上藤井 98-8		鉾田市鉾田 1367-3
TEL:0299-56-0600		TEL:0291-33-2158
FAX:0299-374111		FAX:0291-33-3136
